

議案第199号

福岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年 9 月10日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に鑑み、個人番号をその内容に含む個人情報の取扱いに関し必要な事項を定める必要があるによる。

福岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の3号を加える。

(9) 個人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。

(10) 特定個人情報 個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コードをいう。）以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。

(11) 保有特定個人情報 保有個人情報のうち特定個人情報であるものをいう。

第7条第1項第6号中「第10条第2項」の次に「又は第10条の2第2項ただし書」を加える。

第10条第1項中「保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（保有特定個人情報の利用及び提供に関する制限）

第10条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 実施機関は、保有特定個人情報を当該実施機関以外の者へ提供してはならない。ただし、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

第11条中「前条第2項」を「第10条第2項」に改める。

第2条 福岡市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項第6号中「第10条の2第2項ただし書」を「第10条の2第3項ただし書」に改める。

第10条の2中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

第11条中「第10条第2項」の次に「又は第10条の2第3項ただし書」を加える。

第18条に次の1項を加える。

3 本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）は、当該本人に代わって開示請求（保有特定個人情報の開示の請求に限る。）をすることができる。

第19条第2項中「前条第2項」の次に「又は第3項」を、「法定代理人等」の次に「又は任意代理人（以下「代理人」と総称する。）」を加える。

第20条第1号中「第18条第2項の規定により法定代理人等」を「第18条第2項又は第3項の規定により代理人」に改める。

第33条第2項中「第18条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

第42条第1項に次の2号を加える。

(3) 次のアからウまでのいずれかに該当するとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

ア 第10条の2第1項及び第2項ただし書の規定に違反して利用されているとき。

イ 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。

ウ 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条

第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき。

(4) 第10条の2第3項本文の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

第42条第2項中「,前項」を「前項」に改め,「ついて」の次に「,同条第3項の規定は前項第3号又は第4号の規定による利用停止請求について」を加える。

第69条に次のただし書を加える。

ただし,保有特定個人情報の開示については,当該法令若しくは他の条例等又はこの条例の定めるところにより,行うことができる。

第3条 福岡市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(12) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第10条の2第2項中「ために保有特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)」を加える。

第12条に次のただし書を加える。

ただし,番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムについては,この限りでない。

第28条第1項中「保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。第40条第1項及び第42条第1項において同じ。)」を加える。

第41条中「提供先」の次に「(情報提供等記録にあつては,総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて,当該実施機関以外のものに限る。))」を加える。

附 則

この条例は,次の各号に掲げる区分に従い,当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 平成27年10月5日
- (2) 第2条の規定 平成28年1月1日
- (3) 第3条の規定 規則で定める日